

令和 7 年度

久山町教育振興基本計画

令和 7 年 4 月

久山町教育委員会

目 次

I	策定にあたって	2
1	策定の趣旨	2
2	位置付け	2
3	期間	3
4	進行管理と評価	3
II	基本方針	4
III	施策の体系	5
1	社会を生き抜く子どもを育てる	5
2	学び合いやスポーツの機会を広げる	6
3	町の文化を守り、育てる	6
4	互いに認め合う	7
IV	実施計画	8
1	社会を生き抜く子どもを育てる	8
2	学び合いやスポーツの機会を広げる	20
3	町の文化を守り、育てる	25
4	互いに認め合う	30

Ⅰ 策定にあたって

1 策定の趣旨

これまで、久山町教育委員会では教育の基本計画として、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「久山町教育の基本指針」を定め、毎年度、「久山町教育行政の目標と主要施策」を策定して、さまざまな取組を展開してきました。

平成 27 年 4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、総合教育会議を経て、首長が地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策を定める「教育大綱」の策定が義務付けられました（同法第 1 条の 3）。

これにより、久山町では平成 28 年 7 月に「久山町教育大綱（以下、「大綱」と表記）」を策定しました。久山町教育委員会では、これまでの「久山町教育行政の目標と主要施策」を改めて、平成 29 年度から「大綱」に即する「久山町教育振興基本計画」を策定し、本町がめざす教育と施策を示してきました。

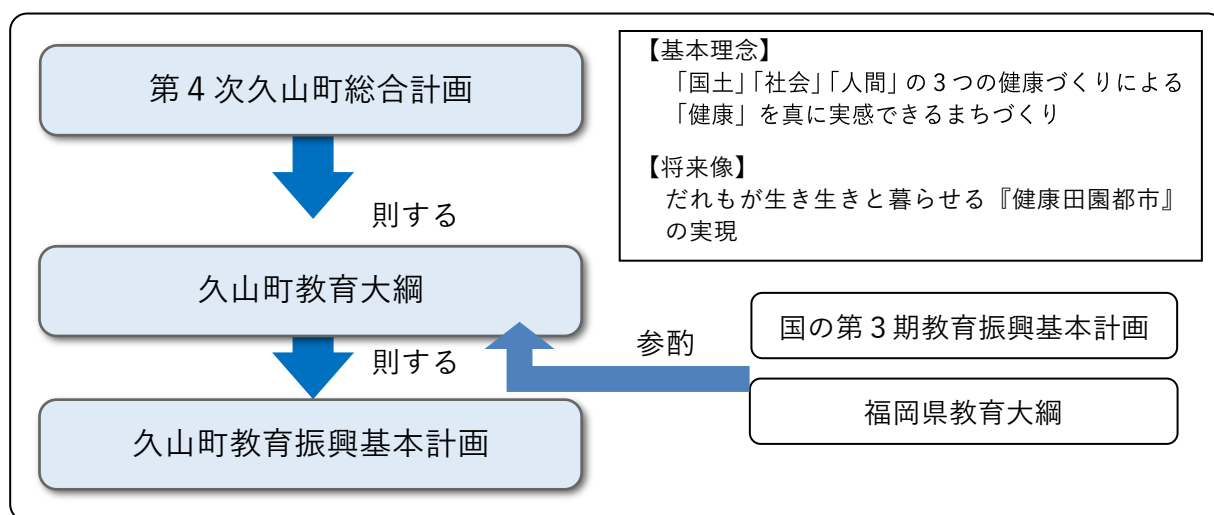
令和 4 年 4 月、久山町におけるまちづくりの最上位計画である「第 4 次久山町総合計画」が策定されたことから「大綱」が改訂されました。この「久山町教育振興基本計画」は、改訂された「大綱」に即して、久山町がめざす教育の目標と具体的施策を示すものです。

2 位置付け

国は、教育基本法第 17 条第 1 項に基づき、平成 30 年 6 月に我が国の教育施策の方向性を示す「第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を策定しました。

令和 4 年 4 月、久山町では、「国土」「社会」「人間」の 3 つの健康づくりによる「『健康』を真に実感できるまちづくり」を基本理念に、また「だれもが生き生きと暮らせる『健康田園都市』の実現」を町の将来像として「第 4 次久山町総合計画」を策定しました。「大綱」は、「第 4 次久山町総合計画」の教育施策に即して、また国の「第 3 期教育振興基本計画」及び福岡県の教育大綱を参酌して策定しています。

「久山町教育振興基本計画」は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定しており、「大綱」に定める基本施策をより具体化する計画として位置付けます。



【久山町教育大綱と久山町教育振興基本計画の位置づけ】

3 期間

本計画の期間は、「大綱」に即することを基本とし、「大綱」の計画期間（令和4年度から令和8年度）の中で、社会情勢等の変化を踏まえて、見直し等を行い、毎年度策定するものとします。

年度 計画等	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
第4次 久山町 総合計画	基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
久山町 教育大綱	久山町教育大綱 (5年間)					久山町教育大綱 (5年間)				
久山町 教育振興 基本計画	久山町教育振興基本計画 (毎年度策定)									

4 進行管理と評価

本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた目標値を設定し、定期的な点検とその結果の評価による進行を毎年度行います。

毎年度の点検・評価については、翌年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検・評価報告書を策定し、ホームページ等を活用して公表します。

また、各施策・事業評価の結果をもとに必要に応じて、目標値の見直し等が必要な施策について次年度の計画に反映させ、久山町の教育施策の更なる充実に努めます。

II 基本方針

久山町は、『国土』『社会』『人間』の3つの健康づくりによる『健康』を真に実感できるまちづくり」を基本理念に掲げた第4次久山町総合計画（教育）に則し、「大綱」の基本目標を次のように定めています。

生きる力を育み、だれもが学び続けられる教育の実現

この「大綱」の基本目標を達成するため久山町教育委員会は、「久山町教育振興基本計画」を策定し、4つの基本目標に具体化して進めていきます。

第1に「社会を生き抜く子どもを育てる」町です。幼・保・小・中が連携し、子どもたち一人一人が心身ともに健全で、生きる力を育む教育を展開し、グローバル化や情報化などの社会変化を生き抜く子どもが育つ町をめざします。

第2に「学び合いやスポーツの機会を広げる」町です。学び合いやスポーツを通じて町民同士の交流が広がる機会を創出し、だれもが自分らしく、生き生きとした暮らしを実感できる町をめざします。

第3に「町の文化を守り、育てる」町です。多様な学習機会を通じて町民が町の歴史を学び、ふるさとへの愛着を高める機会を広げ、ふるさとの歴史文化をみんなで守り、育てる町をめざします。

第4に「互いに認め合う」町です。多様な価値観や人権を学び、理解する取組を進め、町民一人一人が性別や価値観、障がいなどに関わらず、互いを認め合い、尊重し合える町をめざします。

これら4つの基本目標の達成に向けて、学校教育においては、時代の変化に対応できる柔軟な思考力や判断力、表現力を養い、豊かな心や健やかな体の育成を通して、「知・徳・体」の調和のとれた社会を生き抜く子どもを育みます。社会教育においては、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域や自分の人生設計に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を行います。

久山町教育委員会は、常に目標達成の状況を評価・改善しながら、「生きる力を育み、だれもが学び続けられる教育の実現」に向けた取組を発展させていきます。

Ⅲ 施策の体系

1 社会を生き抜く子どもを育てる

施策	施策の具体	事業・取組内容	頁
(1) 社会に必要な資質・能力の育成	① 保育の質を大事にした幼児教育の推進	ア 豊かな体験活動の実施	8
		イ 12年間で子どもを育てる久山の教育を意識した保育活動の推進	
	② 確かな学力の育成	ア 学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの推進	9 ～ 10
		イ 主体的な学びを実現する英語検定の実施	
		ウ タブレット端末等を活用したICT教育の推進	
		エ 数学塾の実施	
		オ キッザニアの実施	
		カ 職員研修の推進	
		キ 家庭教育の手引き配付	
	③ 体力の向上と食育の推進	ア 体力向上プラン「1校1取組」運動の実施	11
		イ スポーツ推進委員、運動支援者との連携	
		ウ 家庭や関係機関と連携した食育の推進	
	④ 道德教育の推進	ア 学校における道德教育の推進	12
		イ 地域・家庭における道德教育の推進	
		ウ 道德講演会の実施	
	⑤ 読書活動の推進	ア 学校図書館を活用した読書機会の充実	13
		イ ブックツリー事業の推進	
		ウ 中学校リニューアル図書館の活用	
	⑥ グローバル人材の育成	ア 1校に1人のALT配置	14
		イ ALTを活用した課外活動の実施（触れる）	
		ウ 英語を活用した体験の推進（親しむ）	
		エ 英語学力を向上させる英語塾の実施（学ぶ）	
(2) 多様なニーズに応じた体制づくり	⑦ 特別支援教育の環境整備	ア 臨床心理士（特別支援教育相談員）の配置	15
		イ 最適な就学の在り方について幼・保・小・中相互の連携と連絡会議の実施	
		ウ 町費負担学習支援員の配置	
		エ 特別支援教育に関する研修会の実施	
	⑧ 教育相談体制（いじめ・不登校への対応）の環境整備	ア いじめ防止対策	16
		イ 専門家による支援	
		ウ 不登校児童生徒への登校支援	
	⑨ 特色ある学校	ア 久山中学校図書館の活用利用の促進	17

(3) 信頼される学校づくり	図書館づくりの推進	イ 久山中学校図書館の地域への開放	17
	⑩ 保護者や地域と連携して進める学校づくり	ア コミュニティ・スクールの推進	18
		イ 地域学校協働本部との連携	
	⑪ 教育施設の充実と学校安全	ア 各学校・園施設の点検・整備・改修	19
		イ ICT 支援員の活用と ICT 環境の充実	
		ウ 校区安全対策委員会の開催	
	⑫ 働き方改革の推進	ア 勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進	20
		イ 学校ごとに特色ある取組の設定と徹底	

2 学び合いやスポーツの機会を広げる

施策		事業・取組内容	頁
(1) 学びの機会の充実	① 生涯学習推進事業	ア 生涯学習に関する研修会の実施	21
		イ 分館活動の活性化の推進	
	② 文化交流センター事業	ア レスポアール久山の利用促進・事業支援	22
		イ 町民図書館の充実	
	③ 社会教育施設改修事業	ア 社会教育施設の計画的な改修	23
		イ 社会教育施設の活用促進	
	④ 青少年育成事業	ア 地域アンビシャス運動の実施	24
		イ 子ども会育成会活動の推進	
		ウ 青少年補導員による巡回パトロールの実施	
(2) スポーツ機会の充実	⑤ 生涯スポーツ推進事業	ア 各種スポーツ大会を通じた地域コミュニティの充実	25
		イ 久山スポーツクラブの活動支援	

3 町の文化を守り、育てる

施策		事業・取組内容	頁
文化財の保存・活用 (1) 首羅山遺跡など	① 首羅山遺跡保存・活用事業	ア 首羅山遺跡の調査・史跡の整備・活用	26
		イ 学校教育との連携	
	② 文化財保存・活用事業	ア 町内文化財の調査・整備と活用推進	27
		イ 首羅山遺跡・山ノ神遺跡の発掘調査	
町の支活動 (2) 町民活動	③ 文化活動推進事業	ア 文化協会の活動推進の支援	28
		イ 文化活動の機会の創出	
	④ 祭りひさやま事業	ア 生涯学習フェスタ「祭りひさやま」開催支援	29

	⑤ ボランティア活動の推進	ア ボランティア活動の推進支援と協力	30
--	---------------	--------------------	----

4 互いに認め合う

施策		事業・取組内容	頁
(1) 人権教育の推進や平和	① 人権教育の推進	ア 人権に関する教育及び研修の推進	31
		イ 町民への人権啓発	
	② 平和教育の推進	ア 学校における平和教育の推進	32
		イ 地域における平和教育の推進	

IV 実施計画

1 社会を生き抜く子どもを育てる

(1) 社会に必要な資質・能力の育成

施策① 保育の質を大事にした幼児教育の推進

◆施策のねらい

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児期における教育が充実するよう、長年にわたって作成されてきた6期の保育計画に基づき質の高い幼児教育の推進に努めます。

あわせて、保育園、幼稚園、小学校、中学校との相互連携を進め、保幼小中一貫教育を進めます。

◆施策①の内容

ア 豊かな体験活動の実施

本町の特色である豊かな自然などを生かした様々な体験活動を通して、豊かな感性を育み、心豊かでたくましく生きる子どもを育てる幼児教育を推進します。

イ 12年間で子どもを育てる久山の教育を意識した保育活動の推進

「伸びようと動く子どもを育てる（「自分を高める」「人とよりよく関わる」）」の研究内容を継続実践していきます。（令和元年度～3年度福岡県重点課題研究より）

保幼小連携「ふれあいようちえん、ほいくえん」や保幼小中連携「中学校保育実習」を通して、小学校、中学校との交流を行います。

◆施策①の評価

施策①の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 豊かな体験活動の実施	遊びや行事を通して幼児期に必要な様々な活動の実施。 体験の内容と実施量で評価。
イ 12年間で子どもを育てる久山の教育を意識した保育活動の推進	令和元年度～3年度重点課題研究で作成した幼保小中の子どもたちに身につけてほしい段階別資質能力表の「幼稚園・保育園期の目指す姿」への到達度の職員評価（年度末の教職員アンケート）。

施策② 確かな学力の育成

◆施策のねらい

変化の激しい多様な社会に適応し、生き抜く力を身に付けられるよう、一人一人に応じたきめ細かな学習指導を行い、基礎的・基本的な学力の定着を図る教育を進めます。また、教師は指導力を高めるため、進んで研修に努めます。

◆施策②の内容

ア 学力向上プランに基づいた PDCA サイクルの推進

「全国学力・学習状況調査」等の各種学力調査の結果を詳細に分析し、学校の課題を明らかにします。その上で課題の解決に向けた学力向上プランを作成し、PDCA サイクルで推進します。特に学期末ごとに CA を行う。

イ 主体的な学びを実現する英語検定の実施

各自が適切な目標（検定級）を設定し、各種検定の合格にむけて主体的・計画的に学習に取り組み、目標の達成に努めます。

ウ タブレット端末等を活用した ICT 教育の推進

学習の中でタブレット端末や電子黒板等の活用促進をはかり、学習活動や教材準備の充実を図ります。よい実践は、ICT 教育の担当者会で報告会等を行い、実践の共有化を図ります。ICT 活用能力を高めるために、小学3年生以上、夏休みの宿題としてタブレットを使った作品制作に取り組みます。「自由研究（Google スライド）」「クイズ&ゲーム製作（スプリングン）」「ポスター制作（Google スライド、Canva）」部門

エ 数学塾の実施

週に一度、中学校で数学塾を実施し、生徒の数学力の高めます。

オ キッザニアの実施

子どもたちが将来、社会で生きる力を育むための学びの機会として、小学4年生を対象にしたキッザニアでの体験学習を実施します。

カ 職員研修の推進

令和7年度、8年度、2小学校1中学校それぞれで「人材育成を図る校内研修の進め方」の研究に取り組みます。また、校内研修以外の研修（教科等研究会、教育センター講座）や他市町、他校への研修会へ進んで参加します。

キ 家庭教育の手引き配付

家庭教育における学習環境と望ましい生活習慣の形成を推進するため、家庭教育の手引き冊子を作成、啓発に努めます。

◆施策②の評価

施策②の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの推進	学力向上に向けた取組が計画（P）→実施（D）→評価（C）→改善（A）というサイクルでどのように行われ、その結果学力は向上したのかという観点で評価 研修会の開催回数、重点的取組を各学校で評価。何がよくて達成できたのか、何が不十分で達成できなかったのか、取組の評価

イ 英語検定の実施	日常の授業において、どのような授業に影響を与え主体性が見られたか、関心を高めたかで評価。 英語検定の検定級と合格率 80%以上。英語塾の参加者数。
ウ タブレット端末等を活用した ICT 教育の推進	タブレットを使ってどのような豊かな学び、効果をあげる学びが行われたかの記述で評価 ICT 教育の担当者研修会年間 5 回、事例報告 20 件を目指す。 各学校におけるタブレットの使用回数、スプリングンを使った授業回数で評価 タブレットを使った制作は作品の内容で評価
エ 数学塾の実施	塾開始時と年度の終わりに模試を実施し、偏差値等の比較で評価 中間・期末考査の平均点の比較（塾生と学年）で評価。
オ キッザニアの実施	体験学習についてのアンケートを実施し、満足評価 90%以上を目指す。また、「どのような力がついたと感じるか」「将来どんなことに役立ちそうか」という質問項目を設け、質的な評価も実施。
カ 職員研修の推進	校内研修や各先生方のメンタリングの実施回数で評価。教育論文応募数、教科等研の参加率、センター研の申し込み率、研究会への参加者数等で評価
キ 家庭教育の手引き配付	学習習慣の形成、体験の充実、生活習慣の形成などの内容を幼稚園から中学校まで全家庭に配付。保護者の反応の調査。

施策③ 体力の向上と食育の推進

◆施策のねらい

幼児、及び児童生徒が生涯にわたって心身ともに健康で元気に生活できるよう家庭・学校・地域が一体となり、体力・運動能力の向上に向けた取組及び運動習慣や望ましい生活習慣を自ら身に付ける取組を進めます。

あわせて、健やかな成長と望ましい食習慣が身に付くように、関係機関と連携した食育を進めます。

◆施策③の内容

ア 体力向上プラン「1校1取組」運動の実施

体力向上プランを充実させ、体力向上のための「1校1取組」運動を推進し、子どもの体力を高めます。新型コロナウイルスの感染状況をみながらではあるが、体育的行事（運動会、体育会、持久走記録会）などを可能な限り通常の実施形態で行っていきます。また、休み時間の外遊びで子どもの運動量を増やしていきます。

イ スポーツ推進委員、運動支援者との連携

体力テストの支援を行ったり、体育の学習において専門性をもった運動支援者（タグラグビーや水泳等）にGTとして支援してもらったりします。

ウ 家庭や関係機関と連携した食育の推進

献立委員会の構成員を増やすと共に定期的に委員会を開催します。また、年3回程度、弁当の日を実施し、家庭と連携した食育を実践し、子どもの食に関する興味を広げていきます。栄養教諭や学校栄養士と連携しながら、授業（学級活動）を通した意図的・計画的な食育を推進します。

◆施策③の評価

施策③の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 体力向上「1校1取組」運動の実施	全国体力状況調査で評価。全国平均を上回ることを目指す 1対1取組が体力の向上に繋がらない原因の分析。
イ スポーツ推進委員、運動支援者との連携	スポーツ推進委員や運動支援者の来校回数で評価。両小学校活用率100%を目指す。
ウ 家庭や関係機関と連携した食育の推進	献立委員会の開催内容や回数、食育授業の実施状況、お弁当の日の実施後の満足度アンケートで評価。

施策④ 道徳教育の推進

◆施策のねらい

「道徳の町宣言」を基本理念とする道徳推進運動を家庭・学校・地域が一体となり推進します。そして、幼児、及び児童生徒に自他の生命の尊重、自尊意識や他者への思いやりの心、郷土を愛する心といった豊かな心を醸成できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で子どもたちの健全育成と道徳教育の推進に努めます。

◆施策④の内容

ア 学校における道徳教育の推進

各学校での道徳科の授業の充実をはかります。また、道徳教育実践交流会（令和7年度、山田小学校担当）を実施し、道徳科の授業実践の公開を通して、本町が掲げる共通の目標の達成状況について、幼・保・小・中の全職員で検証します。

イ 地域・家庭における道徳教育の推進

定期的に道徳推進委員会を開催します。毎月20日の「ふれあい道徳の日」に、各学校や地域であいさつ運動、年に数回「道徳の日」に合わせて、ふれあい弁当の日を実施します。また、子ども会育成会と連携して、道徳カルタ大会を実施します。

次年度、道徳の町宣言を行って50年目を迎えるので、50周年に向けたイベントの準備（著書発刊、道徳講演会の人選、イベントの企画等）を行う。

ウ 道徳講演会の実施

道徳推進委員会の協議により講師を選定し、参加者に満足してもらえる講演会を実施します。

◆施策④の評価

施策④の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 学校における道徳教育の推進	11月に行われる福岡県道徳に関する実態調査（20項目）における経年変化の検証。校種別で評価。
イ 地域・家庭における道徳教育の推進	道徳推進委員会、あいさつ運動、ふれあい弁当、道徳カルタ大会の実施回数で評価。
ウ 道徳講演会の実施	アンケート内容や参加人数、参加者層で評価。

※参考「道徳推進委員会 道徳の町宣言（平成8年 道徳の町宣言町民大会）」より

1. 人間尊重の精神を基盤とした心身ともに健康な町民の育成に努める。
1. 道徳推進委員会の充実を図り、町道徳推進事業の継続・発展を期する。
1. 親子のふれあいを大切にし、子どものときから人権意識の普及・高揚に努め、他人に対する思いやり・いたわりの心を育む。
1. 恵まれた自然の中での体験を通して、豊かな心を育む。
1. 幼稚園・小学校・中学校による道徳教育の充実を図る。

施策⑤ 読書活動の推進

◆施策のねらい

「第3次久山町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書活動や交流を推進します。また、子どもが安心して落ち着いて読書活動を行える魅力ある環境を整えるとともに豊かな心を育む自由な読書活動の場を充実させます。

◆施策⑤の内容

ア 学校図書館を活用した読書機会の充実

学校図書館を核にして学校司書等と連携しながら、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動の推進を図ります。

イ ブックツリー事業の推進（朝読書や読み聞かせの実施）

保護者や地域の読書ボランティアによる読み聞かせを実施します。

ウ 中学校リニューアル図書館の活用

中学校のリニューアルされた図書館では、生徒が主体的にイベントを企画し、町民への開放を実施する等、憩いや交流から、新たな読書活動を生み出す場として図書館運営を目指します。

◆施策⑤の評価

施策⑤の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 学校図書館を活用した読書機会の充実	学校図書館における児童生徒の一人当たりの平均貸出冊数で評価 小学校児童は年間80冊、中学校は年間30冊を目指す。
イ ブックツリー事業の推進(朝読書や読み聞かせの実施)	各学校園、朝読書の実施回数、読書ボランティアによる読み聞かせの実施回数で評価。
ウ 中学校リニューアル図書館の活用	開催したイベント等における参加人数や参加者アンケートの満足度で評価

施策⑥ グローバル人材の育成

◆施策のねらい

異なる文化を理解し、多様な価値観を受け入れ、グローバルな人材としての資質や能力を身に付けるとともに、ふるさと久山を愛する豊かな心の育成に努めます。

これから国際社会を生きる子どもたちに、英語に「触れる」「学ぶ」「親しむ」の3つをキーワードに、英語でのコミュニケーション能力を付けるとともに、多くの国に対する理解を広げ、グローバルな視点で物事を考えようとする態度を育てます。

◆施策⑥の内容

ア 1校に1人のALT配置

ALTを各校に1名常駐させ、ネイティブの発音による外国語（活動）の支援を行います。また学校・園での日常的な触れ合いを通して、英語やALTに親しみます。

イ ALTを活用した課外活動の実施（触れる）

小学生を対象に、夏季休業中などを利用したサマースクールなどの様々な活動を通して、3人のALTと触れ合い、外国の文化に触れ、英語でのコミュニケーションを楽しむ機会をつくります。また、中学生を対象に久山の文化や歴史についての絵本の英訳活動を行います。

ウ 英語を活用した体験の推進（親しむ）

オンライン英会話活動として、フィリピンの英語講師による交流活動など、習得した英語を実践の場で使う場を設定し、習得した英語を活用する喜びを味わうとともに、積極的に会話する態度を養うようにします。

エ 英語学力を向上させる英語塾の実施（学ぶ）

毎週水曜日、中学校で英語学習塾を実施し、聴く、話すの英語の基礎学力を高めます。

◆施策⑥の評価

施策⑥の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 1校に1人のALT配置	ALTの授業満足度評価を小学校では90%以上、中学校では80%以上を目指す。
イ ALTを活用した課外活動の実施	サマースクールや英語絵本作りについての満足度評価を90%以上を目指す。
ウ 英語を活用した体験の推進	オンライン英会話活動について満足度評価を小学校も中学校も90%以上を目指す。
エ 英語学力を向上させる英語塾の実施	年度の初めと年度の終わりに行う全国模試の偏差値の比較で評価。英語塾の参加者数を増やす。（昨年度1年生35名、2年生5名、3年生7名）生徒が受ける英語検定の級とその合格者数

(2) 多様なニーズに応じた体制づくり

施策⑦ 特別支援教育の環境整備

◆施策のねらい

特別な教育的支援が必要な幼児、及び児童生徒には、その状況を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な特別支援教育の充実を図ります。

特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒について作成された個別の支援計画や個別の指導計画を見直しながら支援を図るとともに、校種間で丁寧に引き継ぎ、切れ目のない支援を行います。

また、特別支援教育のニーズが高まる今、特別支援教育の専門的な知識や支援の技能を高めるために教職員の研修を充実します。

◆施策⑦の内容

ア 臨床心理士（特別支援教育相談員）の配置

特別支援教育相談員（特別支援教育について専門的な識見を有する人）を配置し、学校や園の要望によって発達検査を行ったり、検査結果を学校や園、保護者にフィードバックしたりし、個に応じた適切な指導及び環境づくりの支援を行います。

イ 最適な就学のあり方について幼・保・小・中相互の連携と連絡会議の実施

一人一人の子どもの最適な就学のあり方について、幼保小中高の接続において専門職員や関係者による教育支援委員会や連絡会等を実施します。

ウ 町費負担学習支援員の配置

支援を要する園児や児童生徒の人数や状況によって町費負担の学習支援員を配置します。

エ 特別支援教育に関する研修会の実施

特別支援学級担当教職員及び教職員全員を対象とする研修会を実施し、特別支援教育指導の質の向上を図ります。

◆施策⑦の評価

施策⑦の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 臨床心理士（特別支援教育相談員）の配置	臨床心理士による幼児、及び児童生徒の観察、WISC等の発達検査、保護者へのフィードバックの実施回数、検査者数、来校（園）回数で評価。
イ 最適な就学のあり方について幼・保・小・中相互の連携と連絡会議の実施	幼保小、小中間の発達障がいの可能性のある児童生徒等に関する教育支援委員会や校種間連絡会の開催回数、教育支援委員会にかかる園児、児童生徒数で評価。
ウ 町費負担学習支援員の配置	特別支援学級や支援を要する児童生徒への各学校ごとの町費負担の学習支援員の配置人数
エ 特別支援教育に関する研修会の実施	特別支援教育アドバイザーを活用した校内（園）研修会の実施回数で評価。

施策⑧ 教育相談体制（いじめ・不登校への対応）の環境整備

◆施策のねらい

いじめは絶対に許されないという意識を高めることを基本としながら、いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という共通認識をもち、幼児、及び児童生徒に関わる全ての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて取組を充実させます。また、教育相談や不登校対策の相談・指導体制の充実を図り、学校・家庭と関係機関との連携により児童生徒の不安解消に向けた取組を進めます。

◆施策⑧の内容

ア いじめ防止対策

定期的に児童生徒の心の状態の把握に努め、いじめの早期発見に向けての取組、児童生徒が教職員に相談しやすい体制を整えます。中学校には「心の相談員」を配置し、生徒が相談できる環境を整えます。

イ 専門家による支援

スクールカウンセラー（心理の専門家）、スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）を配置し、多様化、深刻化する児童生徒の悩みを支援する体制を整備します。また、福祉課、健康課、児童相談所、スクールサポーターなど関係機関との連携を図ります。

ウ 不登校児童生徒への登校支援

教育支援ルーム「ひまわりルーム」を設置し、不登校児童生徒が学校生活への適応や社会的自立をめざすための支援を行います。ひまわりルームの活動を工夫します。

不登校支援にかかわっている糟屋地区内教職員の取組の交流を行い、成果の上がっている取組は取り入れていきます。

◆施策⑧の評価

施策⑧の内容	評価の方法や内容・目標値
ア いじめ防止対策	各学校におけるいじめ防止対策の実施内容といじめ認知件数、心の相談員への相談回数で評価。
イ 専門家による支援	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの園学校から支援要請を行った回数、相談件数と対象児童生徒数で評価。
ウ 不登校児童生徒への登校支援	教育支援ルーム通室児童生徒の数、高校進学人数と通常学級への復帰人数等で評価。ひまわりルームの活動内容で評価

(3) 信頼される学校づくり

施策⑨ 特色ある学校図書館づくりの推進

◆施策のねらい

児童・生徒自らが図書館づくりを行うことによって、多様な人とのかかわる感性や、他者と共に豊かに生きていく資質・能力を育むとともに、魅力的な図書館を創り上げる達成感を味わわせ、自己肯定感を高めます。

◆施策⑨の内容

ア 久山中学校図書館の活用利用の促進

生徒たちの声を聴き、アイデアを反映させながら、リニューアルされた図書館を多くの生徒に活用してもらい、本を手にしたくなるしかなど生徒たちにとって居心地のよい魅力的な学校図書館づくりに努めます。

イ 久山中学校図書館の地域への開放

生徒たちのアイデアや考えを反映させながら、リニューアルされた久山中学校図書館を地域の方が喜んでくれるような開放の仕方について、開放の曜日、時間、方法等について協議・検討を行っていきます。

◆施策⑨の評価

施策⑨の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 久山中学校図書館の活用利用の促進	久山中生徒主体のリニューアル実行委員会を実施、実行委員会 5 回実施を目指す。一人あたりの読書冊数の増加（30 冊）。
イ 久山中学校図書館の地域への開放	地域開放に向けた取組の内容、及び行い方によって評価

施策⑩ 保護者や地域と連携して進める学校づくり

◆施策のねらい

久山町は、昔から地域コミュニティが進んでおり、町民の多くが学校や子どもたちに温かい目を向けています。

学校もこれまで「地域に開かれた学校」として地域の方々の力を借り、地域や家庭と連携し、子どもたちの教育を行ってきました。

近年、他市町がコミュニティ・スクールを導入してきてますが、本町はまさにコミュニティ・スクールのモデルとなっていた町です。これまで行ってきた地域と学校が連携、協働で進めてきた教育を活かし、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により地域と共にある学校づくり、地域づくりを進めていきます。

◆施策⑩の内容

ア コミュニティ・スクールの推進

学校の目標や課題を共有し、安心・安全な学校づくり、特色ある学校の取組を推進します。また、コミュニティ・スクールで学校、子ども、地域等の課題を共有し、解決に向けて取り組みます。

イ 地域学校協働本部との連携

地域学校協働本部と連携して、地域資源を活用しながら開かれた学校の中で、児童生徒の成長を支えます。

◆施策⑩の評価

施策⑩の内容	評価の方法や内容・目標値
ア コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会での提案や協議の内容、学校運営協議会後のアンケートで評価。
イ 地域学校協働本部との連携	地域学校協働本部から学校に派遣したボランティアの内容や人数で評価。

※参考「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（文部科学省）」より

○学校運営協議会とは

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校

○地域学校協働本部とは

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する組織

施策⑪ 教育施設の充実と学校安全

◆施策のねらい

子どもたちが、安全な環境のもとで安心して自己を発揮することができるよう環境整備に努めます。安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の適切な維持管理や計画的な改修を行うとともに備品の計画的な更新に努めます。また、急速に進展する情報社会に対応できるように ICT 教育環境の整備・充実を図ります。

さらに、児童生徒の通学路の安全管理に努めます。

◆施策⑪の内容

ア 各学校・園施設の点検・整備・改修

学校とが連絡を密にしながら、定期的な施設検査を行い、施設の整備・改修を行います。本年度大きな施設整備として、久原小、山田小体育館の空調設置工事を行います。

イ ICT 支援員の活用と ICT 環境の充実

「久山町学校 ICT 整備・活用計画」にもとづき、本年度、全学校のタブレット更新を行います。また、ICT 環境のさらなる整備を行うとともに、ICT 支援員を活用した ICT 教育を推進します。

ウ 校区安全対策委員会の開催

行政区、学校、PTA、教育委員会、総務課、都市整備課、警察、消防団、等で構成する校区安全対策委員会を開催し、校区の安全管理に努めます。

◆施策⑪の評価

施策⑪の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 各学校・園施設の点検・整備・改修	定期的及び求めに応じた点検、点検結果をもとにした補修、整備の点検実施率 100%を目指す。点検、整備、補修の内容で評価
イ ICT 支援員の活用と ICT 環境の充実	ICT 整備の内容で評価、効果的な活用のための ICT 支援員、ICT 担当職員、指導主事との定期的な会議の開催や支援内容、支援回数で評価。
ウ 校区安全対策委員会の開催	校区安全対策委員会の開催と校区安全にボランティアとして見守りをしている数等で評価。

1 社会を生き抜く子どもを育てる

施策⑫ 働き方改革の推進

◆施策のねらい

教職員の超過勤務についてはなかなか改善されない状況があります。「効率的に」「効果的に」という職員の努力では業務改善は進むものではありません。業務改善は働く職員が「変わった」「よくなった」という実感が得られて成果を上げているといえます。変化を実感させる業務改善は仕組みを変えたり、新しい仕組みをつくっていくことが大切です。

◆施策⑫の内容

ア 勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進

教職員の勤務実態を把握し、残業時数が多い職員に対しては、管理職による指導を行い改善を促します。「ノー部活動デイ」、学校閉庁日、定時退校日の実施を徹底します。

イ 学校ごとに特色ある取組の設定と徹底

小学校では、学期末に一週間、午後の授業をなくし、14時以降に成績処理といった業務ができるウィークを設定します（くばらウィーク、やまだウィークの設定）。また専科制を導入を促進し、高学年、中学年の担任の授業持ち時間数を削減します。

中学校では5教科において町費負担教職員を増やし、複数学年にわたって教科指導を担当する状況がないようにします。

令和7年度、8年度、各学校で業務改善と人材育成を図る研究を進めていきます。

◆施策⑫の評価

施策⑫の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進	残業時間の平均や60時間超、80時間超の職員数で評価。
イ 学校ごとに特色ある取組の設定と徹底	ウィークや専科制、町負担教職員配置について満足度アンケートをとり、その結果で評価。各校、内容別の教職員の満足度で評価。

2 学び合いやスポーツの機会を広げる

(1) 学びの機会の充実

施策① 生涯学習推進事業

◆施策のねらい

生涯学習の推進に当たっては、生涯学習に関する研修会・講演会等を開催することにより、町民が社会教育及び生涯学習について学んだり考えたりすることができる機会の創出に取り組みます。

また、地域における生涯学習の推進には、各公民館分館の機能充実が求められます。各分館の活動をととして生涯学習の推進を行います。

◆施策①の内容

ア 生涯学習に関する研修会の実施

生涯学習等に関する研修会を開催して、社会教育関係者をはじめ町民の誰もが参加できる機会を提供します。また、研修会終了後にアンケートを実施し、希望するテーマの意見徴収も行うことで町民のニーズ把握に努めます。

イ 分館活動の活性化の推進

各公民館分館における生涯学習活動を推進するにあたり、分館活動の活性化が大変重要です。町が実施する「地域青少年アンビシャス運動活動助成事業」を活用して、分館活動の活性化の推進を図ります。

◆施策①の評価

施策①の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 生涯学習に関する研修会の実施	生涯学習等に関する研修会においてアンケート調査により、参加者の満足度で評価。
イ 分館活動の活性化の推進	町地域青少年アンビシャス運動活動助成事業の取り組み状況で評価。

2 学び合いやスポーツの機会を広げる

施策② 文化交流センター事業

◆施策のねらい

町民の生涯学習活動を支える文化交流センター（レスポアール久山）との連携を強化し、各団体やサークルの主体的な教育活動を支援します。子どもから高齢者までを対象に各種講座や教室を開催して、魅力的な学習機会の充実に努めます。

また、町民が生涯にわたって読書に親しみ、学び続ける力を育むため読書活動を推進します。さらに、電子図書の導入を行うなど新時代に対応できる読書習慣を身につけることができるような環境を構築することに努めます。

◆施策②の内容

ア レスポアール久山の利用促進・事業支援

レスポアール久山を中心に町民のニーズに応じた講座や教室の充実に努めます。また、広報ひさやまや、ひさやま町ホームページ等で、イベント開催等の周知を図ります。秋にはブックツリー事業で講演会を行います。

イ 町民図書館の充実

町民図書館において利用しやすい環境整備を行います。令和4年度に新しく導入した図書館システムについて、利用者が蔵書の検索等をしやすい環境を整備します。また、電子図書館の蔵書について町民のニーズに沿った選書を行うなどの内容の充実と利用促進のPRを行い、読書活動の推進に努めます。

◆施策②の評価

施策②の内容	評価の方法や内容・目標値
ア レスポアール久山の利用促進・事業支援	施設の年間利用者数で評価。 延べ年間利用者数8.8万人を目指す。秋に行うブックツリー事業の参加者数とアンケートで評価。
イ 町民図書館の充実	電子図書館の充実を図るため、650冊以上の新たなコンテンツ配架を目指す。

施策③ 社会教育施設改修事業

◆施策のねらい

久山町教育施設個別施設計画、及び施設の現状を見ながら社会教育施設の修繕や改修工事を行い、町民だれもが安心して地域活動や生涯学習を行うことができるように施設の整備を行います。また、社会教育施設の開放や、施設利用者へのサービス向上を図ることにより、町民が多様な文化・スポーツに触れ楽しむ機会を提供します。

◆施策③の内容

ア 社会教育施設の計画的な改修

久山町教育施設個別施設計画に則して社会教育施設の修繕や改修工事を計画的に行います。具体期には、久山中学校グラウンドのLED照明の取り換え工事、レスポアール久山の吊り物ワイヤーの取り換えを行います。

また、社会体育施設の利用者からの要望を調査し、利用者に応じた修繕や改修工事を行います。

イ 社会教育施設の活用促進

施設利用者へよりよいサービスを提供するために、指定管理者制度も含め社会体育施設の活用推進に努めます。

◆施策③の評価

施策③の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 社会教育施設の計画的な改修	久山町教育施設個別施設計画の予定工事の実施率100%を目指す。
イ 社会教育施設の活用促進	指定管理施設（福岡久山相撲場、ケイマンゴルフ場）の年間利用者数 述べ年間6,500人を目指す。 社会教育施設（貸し出しする学校施設も含む）の年間利用者数述べ年間30,000人、一般開放施設における予約管理システム利用率100%を目指す。

施策④ 青少年育成事業

◆施策のねらい

子ども会育成会の活動を支援し、地域で子どもが生き生きと、また心身ともにたくましく成長する体験活動の機会を拡充します。また、地域アンビシャス運動を通して、たくましく優しい、時代の変化に対応できる青少年育成の充実を図ります。

◆施策④の内容

ア 地域アンビシャス運動の実施

毎週火曜日を軸としたアンビシャス広場で、子どもの居場所づくりや体験活動を積極的に推進します。

イ 子ども会育成会活動の推進

子ども達に様々な遊びや体験の場を提供するとともに、接する機会が少なくなりつつある、子ども同士の交流、地域の方との触れ合いができるよう図ります。

また、子ども会の子どもが主体となった事業として、子ども映画上映会を実施し、子ども会育成会の活動の周知や加入促進の機会とします。

ウ 青少年補導員による巡回パトロールの実施

青少年補導員研修会を開催し、役割の再確認や各地域での取り組み状況の共有を行います。また、町内大型商業施設、「祭りひさやま」での巡回、各地域における巡回等を行い、各学校・警察署と連携し青少年の健全育成に努めます。

◆施策④の評価

施策④の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 地域アンビシャス運動の実施	アンビシャス広場を通じた体験活動の実施回数と参加者数で評価。 アンビシャス広場の参加人数登録者の80%参加を目指す。
イ 子ども会育成会活動の推進	子ども会育成会の加入率で評価。加入率の維持、増加を目指す。 (令和6年度の加入率42%、令和5年度加入率55%) 映画上映会の参加者数で評価
ウ 青少年補導員による巡回パトロールの実施	青少年補導員の巡回パトロールの実施回数で評価。 年4回を目指す。

(2) スポーツ機会の充実

2 学び合いやスポーツの機会を広げる

施策⑤ 生涯スポーツ推進事業

◆施策のねらい

幅広く町民が参加できるイベントの開催やスポーツ振興基金の活用を通して、生涯スポーツの振興を図るとともに、町民の健康づくりにつなげます。久山スポーツクラブなどと協力し、誰もが安全安心に活動できるスポーツ環境を提供し、町内のスポーツ人口の増加及び会員の増加を図り、町民の健康増進に務めます。

◆施策⑤の内容

ア 各種スポーツ大会を通じた地域コミュニティの充実

久山スポーツフェスタ、町民ソフトバレーボール大会などを開催して、子どもから高齢者まで誰もがスポーツ活動に参加できる機会の拡充に努めます。その他、多くの住民が楽しみ、だれもがまた参加したいと感じ、健康増進につながる運動やスポーツの普及・推進に努めます。

イ 久山スポーツクラブの活動支援

スポーツ活動の紹介やスポーツ講演会を行い、スポーツへの参加者や指導者の増加を図ります。広報紙・ホームページ等でスポーツ活動を紹介し、年間2回募集を行います。中学校部活動地域移行の指導者としての協力者を募集します。

◆施策⑤の評価

施策⑤の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 各種スポーツ大会を通じた地域コミュニティの充実	町民スポーツ大会の実施回数と参加者人数で評価。 (令和6年度800名、令和5年度520名) アンケートによる満足度調査で評価。
イ 久山スポーツクラブの活動の推進	加入者420人(令和6年度410名、令和5年度390名)を目指す。 スポーツ講演会実施後のアンケートで評価。 中学校部活動での指導協力者の数で評価

3 町の文化を守り、育てる

(1) 首羅山遺跡など文化財の保存・活用

施策① 首羅山遺跡保存・活用事業

◆施策のねらい

首羅山遺跡の調査を継続して遺跡の価値をさらに高めます。首羅山の登山道の整備を進め、歴史的価値に触れられる環境づくりに努めます。首羅山遺跡をはじめとした町の歴史や文化財に触れる機会を広げるとともに、学校教育と連携を図り町民がともに学び、高め合う交流の輪を町内に広げます。

◆施策①の内容

ア 首羅山遺跡の調査・史跡の整備・活用

首羅山遺跡の調査を再開し、山頂地区の発掘調査を行います。西谷地区の公開に向けて、庭園状遺構周辺の伐採を行います。ツキイチ登山会において、発掘調査の現地説明を行います。

イ 学校教育との連携

久原小学校・山田小学校の総合的な学習のなかで、史跡めぐりの旅や絵本づくり、首羅山登山などのサポートを行います。

◆施策①の評価

施策①の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 首羅山遺跡の調査・史跡の整備・活用	年間の遺跡来訪者数で評価。 SNSなどを使用し、首羅山遺跡の魅力を発信し、年間15,000人を目指す。
イ 学校教育との連携	首羅山遺跡の授業として実施される小学校6年生の首羅山遺跡登山及び歴史絵本の作成、久原小学校6年生の遺跡・史跡巡りの旅、久山中学校の歴史絵本の英訳についての感想等で評価

施策② 文化財保存・活用事業

◆施策のねらい

町内の貴重な文化財を後世に継承するため、計画的に文化財の調査を行い、文化財の登録や指定を進めます。個性豊かな地域の伝統文化を次世代につなぐために、保存・活用に努めます。登録文化財など町内の文化財の活用を進め、首羅山遺跡、山ノ神遺跡の発掘調査や整理作業を進めます。

◆施策②の内容

ア 町内文化財の調査・整備と活用推進

文化財保護審議会を開催し、町内の文化財の指定及び登録を推進します。

文化財めぐりや見学会を開催し、広く町民に知ってもらう機会をつくれます。

イ 首羅山遺跡・山ノ神遺跡の発掘調査

首羅山遺跡・山ノ神遺跡の発掘調査を行う。

◆施策②の評価

施策②の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 町文化財の調査・整備と活用推進	町文化財保護審議会を年間1回開催し町内の文化財の指定及び登録を推進します。
イ 首羅山遺跡・山ノ神遺跡の発掘調査	発掘調査の経過・結果の報告

(2) 町民活動の支援

施策③ 文化活動推進事業

◆施策のねらい

文化協会には、地域の芸術文化振興を牽引する役割が期待されていることから、団体への支援を通して、芸術・文化活動の発表機会の充実及び会員相互の親睦を図り、地域住民の芸術・文化活動への参加を促進します。芸術・文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いのある生活を目指します。

また、町民が芸術・文化に親しむことのできる活動を支援し、豊かな生活が実感できるよう支援を行います。

◆施策③の内容

ア 文化協会の活動推進の支援

町の広報紙を活用し文化協会の取組等を町民に広く周知し、団体の認知度向上と、新規会員獲得の支援を行います。また、文化協会会員に対して協会の取組等に対するアンケートを実施し、団体の活性化を目指します。

イ 文化活動の機会の創出

レスポアール久山と連携するなどして町民の文化活動等の自主的・主体的な発表・展覧の機会を創出します。芸術・文化に触れる環境づくりを目的に実施する「歌と踊りの祭典」や「ロビー展示」、会員相互の交流の機会をつくる目的で実施する「いきいき文化財めぐり」等の事業を実施します。

◆施策③の評価

施策③の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 文化協会の活動推進の支援	会員数ならびに、文化協会会員の協会の活動等の協会に所属していることに対するアンケートで評価。
イ 文化活動の機会の創出	町文化協会主催事業の来場者数で評価。 (例：歌と踊りの祭典、ロビー展示会 など)

施策④ 祭りひさやま事業

◆施策のねらい

町民の生涯を通じた学習意欲の向上や生涯学習のまちづくりへの架け橋として、幅広い世代の多くの町民が参加できる「祭りひさやま」を開催します。

祭りの開催により、町民が日頃学習した成果を発表できる環境を整え、さらに活力ある地域社会を創造する文化のまちづくりを目指します。

◆施策④の内容

ア 生涯学習フェスタ「祭りひさやま」開催支援

幅広い世代の多くの町民が参加できる「祭りひさやま」の開催について、運営のために組織される町民主体の実行委員会に対し、レスポアール久山職員を事務局として位置付け運営の支援を行います。また教育課職員も支援を行い、円滑な運営や内容の充実に努めるとともに、実行委員及び当日の応援スタッフ等の祭りを運営する側の満足度の向上にも努めます。

◆施策④の評価

施策④の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 生涯学習フェスタ 「祭りひさやま」開催支援	参加者数9000名（令和6年度9323名）を目指す。また来場者や運営スタッフに満足度に関するアンケートを実施し満足度90%以上を目指す。

施策⑤ ボランティア活動の推進

◆施策のねらい

町民が、周囲の人々や地域のために行動することに喜びを感じ、ボランティア活動に取り組みやすい環境づくりをすることに努めます。

また、地域と学校の連携・協働を深めるため、地域学校協働本部と学校運営協議会との連携を図り、各学校・園に対する支援のための様々なボランティア活動の推進を図ります。

◆施策⑤の内容

ア ボランティア活動の推進支援と協力

活動内容について広報紙等で広く町民に周知し、ボランティア活動の認知度を上げるため、地域学校協働活動の内容を学期1回程度、各区を通じて全戸回覧します。また、ボランティア活動に関わる人の増加を図ります。

さらに、町内で実施されているボランティア活動及びボランティア活動を行っている町民の把握を行い、学校や地域のニーズに合わせた活動を行うため過去の活動に参加したボランティアも含めてボランティアリストを作成します。

◆施策⑤の評価

施策⑤の内容	評価の方法や内容・目標値
ア ボランティア活動の推進支援と協力	地域学校協働本部による地域と学校間の連携強化のため、学校支援ボランティアの発掘を行い、ボランティアリスト登録者及び参加ボランティアの人数140人（令和6年度135名、令和5年度102名）を目指す。

4 互いに認め合う

(1) 人権教育や平和教育の推進

施策① 人権教育の推進

◆施策のねらい

子ども、高齢者、外国人、障がいのある人、LGBT などに対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害など、様々な人権問題を取り上げ、町民の人権に対する理解を深める機会を充実します。また、心豊かな町民生活を実現するため、町民一人一人が個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるような差別や偏見のない社会をめざします。

学校教育では、学力保障や人権感覚の高揚を目指した人権教育に関する授業交流を幼小中学校の教職員で行い、児童生徒及び教職員の人権意識を高めます。

◆施策①の内容

ア 人権に関する教育及び研修の推進

幼小中学校の人権教育実践交流会で講演や授業研究などを実施します。

イ 町民への人権啓発

「人権を考える町民のつどい」において、人権問題に関するテーマを設定した映画の上映会を行います。また、福岡県などが主催する人権に関する研修への参加を広く呼びかけ、町民や教職員の人権啓発を行います。

◆施策①の評価

施策①の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 人権に関する教育及び研修の推進	人権教育実践交流会の後、アンケート調査を行い研修の充実度を問う。職員満足度90%以上を目指す。
イ 町民への人権啓発	映画の上映会の参加者数、及び上映会後にアンケート調査を行い、参加者の満足度を問う。各研修会については、町民や教職員の参加者数、及びアンケート結果から評価

施策② 平和教育の推進

◆施策のねらい

現在、ロシアとウクライナとの間での戦争、イスラエルとガザ地区との間での戦争をはじめ、世界各地で争いが行っています。また戦争に発展しかねない緊張状態が続いている地域もたくさんあります。世界中で戦火のやまない今「平和な世界をつくるにはどうすればいいか」を一人一人が考え、争いのない世界をつくるための言動ができるような平和教育を推進します。

◆施策②の内容

ア 学校における平和教育の推進

町内の小中学校において、平和教育に繋がる教材開発をしたり映画の視聴を行ったりすることを通して、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、平和を愛するとともに、日常生活で人とよりよく関わる意識を高めます。小学校の修学旅行では、目的地長崎で平和宣言を行います。

イ 地域における平和教育の推進

講演会や、パネル展示など平和に関する活動を通して、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解し、平和を尊重し、地域において人とよりよく関わる意識を高めます。

◆施策②の評価

施策②の内容	評価の方法や内容・目標値
ア 学校における 平和教育の推進	学校における平和教育の内容で評価 福岡県が行っている道徳に関する意識調査の「相互理解・寛容」「国際理解」の項目の肯定的な数値の平均で評価。 意識調査85%以上を目指す。
イ 地域における 平和教育の推進	講演会やパネル展示などの平和に関する事業の実施状況で評価。 年間1回実施。